

## 小中学校および県立学校の 春季休業期間における対応

### 1 国の対応

- ・文部科学省が春季休業期間中の留意点およびQ&Aについて通知（3月17日）

春季休業中に登校日を設けて補習を行うことは可能。実施にあたっては、児童生徒を分散登校させるなど感染拡大防止措置を講じること。

- ・専門家会議（3月19日）は、地域ごとに対応する基本的な考え方を提示

①感染状況が拡大傾向にある地域

②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域  
感染リスクが高まる3条件が同時に重なる場を回避し、感染拡大のリスクの低い活動から徐々に解除することを検討

③感染状況が確認されていない地域

学校活動等について、感染拡大のリスクの低い活動から実施

### 2 県教育委員会の対応

- ・国の考え方に加え、児童生徒の心身の健康維持を考慮し、春季休業から、別紙「再開時の留意事項」に基づき登校や部活動を再開  
(小中学校については、市町の判断による)

登校日：家庭学習の確認、補習などのために登校日の設定は可能

部活動：自粛を解除

児童受入れ：児童は自宅で過ごすことを基本とし、仕事などでやむを得ない場合は、放課後児童クラブや学校（特別支援学校含む）の児童等受入れについて継続

- ・部活動以外のスポーツ活動については、部活動と同様に感染防止措置を講じた上で対応することとし、関係団体に周知

## 別紙 再開時の留意事項

### ○登校日について

- ・登校時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い児童生徒は登校を控えること
- ・教室などにおいては、咳エチケットを行った上で、1 m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すこと
- ・教室などの適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけること
- ・教室やトイレなどの児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（机やドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液を使用して清掃をすること
- ・児童生徒の接触を避けるために、グループ活動を控えること
- ・児童生徒は分散して登校し、人が密集しない広い特別教室や体育館を使用するなど、感染防止のための防護措置を講じること
- ・入学式については、卒業式に準ずる形で実施すること

### ○部活動（スポーツ活動）について

- ・活動時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い生徒は参加を控えること
- ・校内および通常の練習会場での活動に限り、対外的な活動（練習試合等を含む）は行わないこと
- ・生徒および保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと
- ・校庭や体育館など使用が重なる場所では、時間の割り振りを決めるなど活動時間を分散すること
- ・部室等での狭い空間で生徒が密集することを避け、着替えのために教室を開放するなど対策を徹底すること
- ・体育館など屋内での活動においては、ドアを広く開け、こまめな換気を行うこと
- ・生徒が手を触れる箇所や用具を消毒するなど対策を徹底すること
- ・身体接触に伴う感染を防止するため練習内容を工夫すること。また、こまめに手洗いや消毒を行い、タオルやコップ等の共用はしないこと
- ・特に吹奏楽部や合唱部の活動は、個人練習、パート練習に止め、活動場所についても屋外を利用するなど対策を徹底すること

## ○放課後児童クラブや学校での受入れについて

- ・多くの児童が来所することにより感染の拡大が危惧されることから、臨時休業中と同様、小学校については原則低学年、特別支援学校については全学年で、やむを得ず自宅で見ることのできない児童等の受け入れを優先すること
- ・預入時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い児童は受入れを控えること
- ・教室などにおいては、咳エチケットを行った上で、1 m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童等同士の距離を離すこと
- ・教室などの適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけること
- ・教室やトイレなどの児童等が利用する場所のうち、特に多くの児童等が手を触れる箇所（机やドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液を使用して清掃をすること
- ・児童等の接触を避けるために、グループ活動を控えること
- ・児童等は分散して登校し、人が密集しない広い特別教室や体育館を使用するなど、感染防止のための防護措置を講じること